

下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン
改正検討会（令和3年度）第1回 議事概要

日 時：令和3年8月24日（火）10:00～12:00

場 所：オンライン

【議事概要】

事務局から配布資料について説明が行われた後、委員の意見を伺った。

委員からの主な意見は以下のとおりである。

○「下水道コンセッションガイドライン」改正の経緯・方向性について

- 今回追加する先進事例は、管路施設を対象とするケース、モニタリング実務、流域下水道とそれぞれ着眼点が異なるが、このほかにも、自治体の規模という観点（大規模・小規模）も反映することで、幅広く自治体に門戸を開くことができるのではないか。
- リスク分担等を焦点とする実務的議論においては、先行自治体の意見を取り入れて検討すると良いのではないか。
- 今回の改正検討項目は、実務的な論点に焦点が当たっているが、本質的な議論、根源的な議論も、この改定を機に充実させる余地もあるのではないか。「ボトムラインの悪化を食い止めること」など先行自治体の経験や効果をもって納得感の得られる事項があれば、まだ検討を始めていない自治体への導きになる。
- コンセッションが自治体間をつなぎ広域化（広域化を推進するコンセッション）を推進するなど、下水道の課題を解決するような、広域化とPPPのシナジーを期待したい。
- コンセッション事業の担い手についても、記載があってもよいのではないか。例えばガス事業と一体的に運営するなど含め、多様な事業者の協働により、複数の担い手事業者類型が創出される形となれば良いと考える。
- コロナ禍では、様々な自治体で料金減免・支払い猶予を行っている。事業体としての耐力向上の意味でも、コンセッションや広域化の推進は効果的だと考える。
- 下水道の課題解決にとどまらず、コンセッションなどがカーボンニュートラルのきっかけになるなどのように、地球環境や社会の課題を解決するような視点を期待したい。
- PPPの目的から考えて、民間の自由度を縛りすぎず、官民の負担にならないモニタリングのあり方を考えるべきではないか。基本的に、第三者モニタリングは不要である。
- コンセッションにおいても、保険の活用が望ましいと考える。
- KPIの設定も、論点とするべきだと考える。

- 新たな事例を追加することで、読みづらくなならないように構成を検討すべき。
- 施設の新設については、PFI 法での規定や国庫補助金の充当される施設整備の在り方を踏まえ、慎重に議論すべきではないか。

○「下水道コンセッションガイドライン」構成の見直しについて

- 実際に、導入手順と中身の検討は、時系列で1対1にはならず、繰り返し検討し、見直しを行う。検討準備、公募準備、公募それぞれの段階で調整し最適な契約内容とする考え方が重要である。
- 事業スキームや業務範囲、使用料、運営権対価、リスク分担等については相互に影響し合う。その相関関係にも留意が必要である。
- 広域化や他の施策との関係も言及すべき。
- 財務・会計等についても、公募準備段階での検討だけではなく、事業を実施する中で調整することがある。

○管路施設を対象としたコンセッション事業のあり方について

- 包括的民間委託とコンセッションの事例を同列で記載しているが、管路のコンセッションとはどういったものなのか、包括的民間委託との違いが分かりにくくなっている。コンセッションであっても、実施できる業務内容が包括的民間委託と変わらないと誤解を与えないよう考慮すべき。
- 個々の業務を運営権者が直営で行うのか委託等に出すのかによって、モニタリングのあり方は変わってくる。運営権者の体制についても整理すべき。
- 自治体が行う DD（デューデリジェンス）については、客観的な評価という観点から自治体が自ら行うのではなく、第三者が行うべきではないか。
- DD について、下水道資産そのものの劣化情報等のほか、地盤条件や地下水位等の情報も開示が必要である。
- 要求水準の例に道路陥没箇所数が示されているが、陥没の原因は、複合的である場合もあり留意が必要である。箇所数のみではなく、事前の点検・調査頻度や事後の行動など運営権者のパフォーマンスを明確に評価できる指標を検討し、運営権者と管理者の責任分担について明確化すべき。
- その基本的考え方をとしては、当たり前であるが、民間が運営委託を受けていることに起因する問題は民間の責任とするが、それ以外は基本的に官の責任とすることをガイドラインに明確に記すことが考えられる。
- コンセッションに管路を含めると、下水道事業の中で民間が占める割合が大きくなり、財務状況が見え難くなる。民間側も財務諸表を公開するなど、事業の見える化の観点での配慮が必要である。
- 要求水準のあり方について、「運営権者の責によらない外的要因」として「地震動（例えば L2 相当以上）など」にも配慮すべき。